

口頭により開示請求をすることができる個人情報（平成13年岩手県告示第684号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
事務の種類	開示する内容			事務の種類	開示する内容		
[略]				[略]			
職員採用選考 考査（知事が実施するものに限る。）	[略]			職員採用選考 考査（知事が実施するものに限る。）	[略]		
採用候補者名簿記載者に対する採用面接考査（I種試験）（知事が実施するものに限る。）	総合得点及び総合順位（採用内定に至らなかった者に係るものに限る。）	10月1日（その日が日曜日になるときはその翌日、土曜日になるときはその翌々日）から起算して1月間					〃
主任計量者試験	[略]			主任計量者試験	[略]		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							